

## 「境港」の整備促進等について

### 提案・要望の趣旨

「境港」の発展に必要な事業を新規採択し、必要な予算を確保すること

- ・ 中野地区国際物流ターミナル整備事業  
目 的：大型船の増加に伴う岸壁等の不足への対応
- ・ 竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業  
目 的：環日本海定期貨客船などの就航への対応

「境港」を日本海側拠点港に選定すること

「境港」をリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）に指定し、循環資源取扱支援施設を整備すること

### 提案・要望の背景、課題

重要港湾「境港」は、境港 - 東海(韓国江原道) - ウラジオストク(ロシア沿海地方)を結ぶ日本唯一の国際定期貨客船が安定就航しており、また、原木の輸入量は平成20年実績で日本海側第1位であり、地域の合板及び製紙生産量は国内シェアの約10%を占めるなど、日本海側の拠点港として極めて重要な役割を担っている。

今般、日露知事会議共同声明において定期航路と鉄道を利用した物流ルート強化が盛り込まれ、また、ロシア沿海地方政府との友好交流締結、並びに韓国江原道・ロシア沿海地方との定期航路発展への覚書締結がなされた。さらに、本年9月にはロシア企業家組織連盟の境港交易事務所が開設されるなど、環日本海貿易ネットワークの強化が図られてきており、「境港」の拠点性が一層高まっているところである。

しかしながら、「境港」では大型船の増加に伴う岸壁不足が顕在化し、喫水調整や沖待ち、荷捌き地不足による二次運搬が発生するなど非効率的な利用を強いられており、リサイクル貨物の取り扱いが制限されるなどの影響も発生している。国際定期貨客船も暫定的に貨物埠頭に臨時の旅客ターミナルを設置しての運行となっているなど、港湾利用者からこれらに対応する岸壁整備が強く求められており、重点的な整備を実施することが極めて重要である。

また、中国・韓国・ロシアなど対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込むため、日本海側の港湾として安定した国際定期貨客船航路を有し、人流・物流の両面で高い拠点性を持つ重要港湾「境港」を日本海側拠点港に選定すべきである。

さらに、「境港」は多数のリサイクル企業が既に立地しており、今後、金属くずやRPF\*などのリサイクル貨物の増加が見込まれ、地理的にも経済的にもリサイクル貨物の拠点として高いポテンシャルを有していることから、リサイクルポートの指定と循環資源取扱支援施設の整備が急がれる。

\* RPF：RPFとは廃プラスチック・紙くず・繊維くず等から製造される固形燃料

# 高病原性鳥インフルエンザ対策について

## 提案・要望の趣旨

島根県における採卵鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生及び本県米子市でコハクチョウから本病ウイルスが分離されたため、本県では緊急的、集中的に様々な対策（消毒及び防鳥ネット支援等）を行っていることから、それに対する財政的支援を実施すること。

移動制限については、養鶏農家が自己の責めによらず協力をしているところがあるので、その解除に当たっては、速やかに対応し、養鶏農家の事業継続に支障がないよう配慮すること。なお、移動制限区域内における鶏の排せつ物の移動については、特定家畜伝染病防疫指針の例外適用を受けて対処している農家以外の農家（2農家）の要望がある場合は迅速に対応するなど、十分に配慮すること。

## 提案・要望の背景、課題

### これまでの経過

- ・ 11月29日、島根県安来市において、高病原性鳥インフルエンザの疑いの強い事例が発生。（A型インフルエンザウイルスH5亜型の患畜と確定）
- ・ 11月30日午前7時から移動制限区域近くに消毒ポイントを設置し、車両の消毒を開始。また、移動制限区域内にある3農家について緊急検査を実施し、異常がないことを確認。
- ・ 移動制限区域内にある3農家については、農林水産省との協議の結果、例外適用を受け、12月3日から卵の出荷を再開。要望のあった1農家については、12月9日に鶏の排せつ物の一部移動が可能となった。
- ・ 県内88養鶏場については家畜保健衛生所が立ち入り調査を実施し、鶏に異常がないことを確認。また、防鳥ネットの状況確認調査を実施し、不備のあったものについては、補修等の緊急措置をとるとともに確実な侵入防止策の取組意向について確認。その結果、数農家で希望はあるが新たな経費負担となるため経営圧迫を懸念。
- ・ 12月27日午前0時の移動制限解除に向け、移動制限区域内に飼育される家きんの清浄性確認検査を実施し、異常がないことを確認。
- ・ 12月18日に米子市内でコハクチョウから本病のウイルスが分離。県内88養鶏場へ再度消毒薬を緊急配布し、防疫体制を強化。気を抜くことなく、引き続き邁進していく所存。

# 環太平洋連携協定(T P P)に係る関係国協議について

## 提案・要望の趣旨

T P Pは、これに参加することにより、貿易・投資の自由化が図られる反面、国内の農産物が大きな打撃を受け、我が国農業は多大な影響を被るおそれがあるため、交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。

国土・県土保全、生物多様性や食の安全の確保、地域文化の継承など、農業が果たしている多面的機能を維持し、将来に向けて農業の継続が可能となる政策を推進すること。

## 提案・要望の背景

政府は、11月9日に閣議決定した包括的経済連携協定(E P A)の基本方針において、「T P Pについては、情報収集を進めながら対応する必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と表明した。

また、11月30日に持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置。同本部において、平成23年6月を目処に基本方針を決定、さらに、中長期的な視点を踏まえた行動計画を同年10月を目処に策定し、早急に実施に移すことを表明した。

T P Pは、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易化を目指した交渉であり、十分な議論のないまま、この交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額や食料自給率の低下、関連産業の停滞など大きな影響が懸念される。

交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。